

ORA外食パビリオン・岡山市ブース運営業務委託
企画競争実施の公示

岡山市委託業務企画競争実施に関する要綱第7条第1項の規定を準用し、次のとおり公示します。

令和7年2月21日

岡山ビジットアソシエーション
会 長 木 内 啓 子

1 目的

大阪・関西万博内の民間パビリオン『ORA外食パビリオン「宴～UTAGE～」』に出展することで、国内外から訪れる万博来場者に向け、「食文化」をテーマとしたPRを行い、岡山市の認知度向上及び観光誘客へつなげる業務を実施するにあたり、企画提案書の公募による企画競争を実施し、受託事業者を特定するものです。

2 業務の概要

- (1) 委託名 ORA外食パビリオン・岡山市ブース運営業務委託
- (2) 業務内容 別添仕様書(案)のとおり
- (3) 委託期間 契約日から令和7年8月15日まで
- (4) 概算予算額 総額5,310,000円以内(消費税及び地方消費税を含む。)
- (5) 支払条件 完了後払い
- (6) 契約保証 契約保証金(契約金額の100分の10以上の額が必要)
本契約に係る契約保証金の種類は、①契約保証金の納付、②有価証券の提供、③銀行等の金融機関の保証、④履行保証保険による保証のいずれかとします。

3 参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4及び岡山市契約規則(平成元年岡山市規則第63号。以下「契約規則」という。)第2条第1項に掲げる者でないこと。
- (2) 企画競争参加申請書の提出日から契約の相手方として決定されるまでの間、岡山市競争入札参加資格及び審査等に関する事項について(昭和61年市告示第120号)に基づき、岡山市一般競争(指名競争)入札参加資格有資格者名簿(以下「有資格名簿」という。)に登載され、「役務」部門に登録のあること。登録されていない場合は、企画競争参加申請書の提出時に、別紙のとおり有資格名簿の登載に必要な書類と同等の書類(以下「名簿登載書類」という。)を提出すること。
- (3) 企画競争参加申請書の提出日から契約の相手方として決定されるまでの間、岡山市指名停止基準に基づく、指名停止又は指名留保期間中でないこと。

4 日程及び期限

内容	日程・期限
仕様書（案）等の交付	公示日～令和7年3月17日（月）
仕様書（案）等に関する質問受付	令和7年2月28日（金）正午まで
仕様書（案）等に関する質問回答	令和7年3月5日（水）
企画提案書及び名簿登載書類の提出	令和7年3月5日（水）～ 令和7年3月17日（月）正午まで必着
ヒアリングの実施	令和7年3月28日（金） 別途、通知します。
審査結果の通知	別途、通知します。

※企画提案書の提出期限後（時間厳守）はいかなる理由があっても企画提案書及び名簿登載書類の受付はいたしません。

5 仕様書（案）等の交付方法

岡山市ホームページ（事業者情報＞入札・契約＞その他の入札情報＞企画競争・その他）からダウンロードすること。

ホームページアドレス

<https://www.city.okayama.jp/jigyosha/category/5-3-13-1-0-0-0-0-0-0.html>

6 仕様書（案）等に関する質問の受付及び回答

仕様書（案）等に関する質問を受け付けます。ただし、評価基準の配点等、審査に支障をきたす質問については受け付けません。

（1）受付方法

電子メールで、メールの件名を「【企画競争質問】ORA外食パビリオン・岡山市ブース運営業務委託」として、岡山市プロモーション・MICE 推進課内岡山ビジットアソシエーション事務局へ提出すること。メール送信後は、到着確認のため、以下の連絡先に電話で連絡すること。

【提出先】電子メール：promotion@city.okayama.lg.jp

【連絡先】電話番号：086-803-1333（岡山市プロモーション・MICE推進課）

（2）回答方法

岡山市ホームページ（事業者情報＞入札・契約＞その他の入札情報＞企画競争・その他）へ掲載します。

7 企画提案書の提出

（1）提出方法

岡山市プロモーション・MICE 推進課内岡山ビジットアソシエーション事務局宛に、「ORA外食パビリオン・岡山市ブース運営業務委託企画提案書在中」と朱書きの上、一般書留若しくは簡易書留による郵送又は持参してください。

(2) 提出書類

①企画競争参加申請書（様式1）

②企画提案書（様式2）

- ・原則としてA4版・縦置き・横書き・左綴じ・両面印刷とします。
- ・企画提案書は（様式2）の内容を含む30ページ以内とし、ページ番号をつけてください。
- ・作成にあたり、図・イラスト・グラフ等の使用や多色刷りは差し支えありませんが、ページ数に含みます。
- ・仕様書（案）を熟読するとともに、企画提案書（様式2）を確認して、提案者の概要、業務基本方針、本事業の実施体制及び別添「仕様書（案）」に定める業務の実施方法を具体的に記載してください。

③見積書

- ・様式は自由。積算の根拠がわかるようできる限り詳細に記載してください。

(3) 提出部数 各11部

- ・社名、代表者印（岡山市に届け出た使用印）のあるもの1部（正本）
- ・社名、代表者印のないもの10部（副本）。副本には提出するすべての書類において、社名や代表者名がわかるような表記はしないでください。

※企画競争参加申請書（様式1）は正本1部のみで可。

(4) 注意事項

- ①連絡先（電話番号、電子メールアドレス等）をご記入ください。
- ②仕様書（案）等に関する質問回答を確認のうえ、提出してください。
- ③提出期限までに提出されなかった企画提案書は、いかなる理由でも特定されません。
- ④企画提案書の提出後の差し替え、再提出は認めません。

8 特定方法等

(1) 審査体制

岡山ビジットアソシエーション事務事業委託審査委員会（以下「委員会」という。）で審査を行い、最適提案者及び次順位の提案者（次点）を特定します。

(2) 審査方法

- ①委員会は、提出書類及び提案者へのヒアリングにより、審査項目について審査を行います。
- ②委員会は、評価基準をもとに100点満点で審査し、得点により最適な提案者及び次順位の提案者（次点）を特定します。審査した結果、得点が60点を下回る提案については、最適な提案者として特定しません。

(3) ヒアリングの実施

発表時間は1事業者につき15分程度とし、その後委員から質問があります。
なお、ヒアリングへの出席は1事業者2名以内とし、ヒアリングに用いる資料は、事前に提出された企画提案書及び見積書に限ります。
詳細な日時、場所については後日お知らせします。

なお、提案者が1社の場合でもヒアリングを実施します。

(4) 評価基準

別紙のとおり

(5) 提案者の失格

契約の相手方として決定するまでに提案者が、次のいずれかに該当する場合には失格とします。

- ①「3 参加資格」を満たさなくなった場合
- ②提出書類に虚偽又は不備があった場合
- ③契約の履行が困難と認められるに至った場合
- ④提案者が個別に委員会の委員と接触を持つなど審査の公平性を害する行為があった場合
- ⑤提案者がヒアリングに出席しない場合
- ⑥提出書類及びヒアリングの結果、得点が60点未満の場合
- ⑦見積額が概算予算額を超過している場合
- ⑧その他委員会で、本事業の遂行にふさわしくないと認められた場合

(6) 特定結果の通知

最適な提案者に対しては企画提案書を特定したことを書面で通知します。特定されなかった提案者へは企画提案書を特定しなかったこと及び特定しなかった理由を書面で通知します。

9 契約手続等

最適な提案者は、企画競争を実施した結果、最適な者として特定しただけであり、契約を締結するまでは契約関係を生じません。

委員会で特定された最適な提案者と協議し、企画・提案内容を反映した仕様書を調整の上、地方自治法第234条に定める随意契約の方法に準じて契約を締結するものとします。

なお、最適な提案者と協議が整わない場合、又は最適な提案者が契約締結するまでの間に、失格条件に該当した場合、次順位の提案者（次点）と協議できるものとします。

10 その他留意事項

- (1) 企画提案書等の作成及び提出に関する費用は、すべて提案者の負担とします。
- (2) 提出された企画提案書等は、審査以外には使用しません。
- (3) 特定しなかった企画提案書は、原則として返却します。返却希望の有無について、企画競争参加申請書（様式1）に記載してください。
- (4) 企画競争参加申請書提出後に辞退する場合は、令和7年3月17日（月）正午までに書面（任意様式）を岡山市プロモーション・MICE推進課に持参又は郵送により提出してください。郵送の場合も令和7年3月17日（月）正午必着とします。
- (5) 企画提案書に虚偽の記載を行った場合、当該企画提案書を無効とします。
- (6) 企画提案書は、岡山市情報公開条例（平成12年市条例第33号）の規定により開示請求されたときは、開示することにより、当該法人又は当該事業を営む個人の権利、

競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、開示の対象となります。ただし、企画提案書特定期間中は、同条例第5条第4号イの規定により、開示の対象としません。

- (7) この企画競争の概算予算額は、この業務の契約締結に係る許容（予定）価格ではありません。
- (8) この企画競争において使用する言語は日本語とし、通貨及び単位は日本国通貨及び円とします。
- (9) その他この企画競争の実施及び契約の締結については、本公示で定めるもののほか、岡山市契約規則及び岡山市委託業務企画競争実施に関する要綱に準じて行います。
- (10) 本業務の契約にあたっては、企画提案書との齟齬が生じない限り、委託契約書（案）のとおりとします。
- (11) 本業務に関する予算は、岡山市令和7年度当初予算案に計上し、岡山市2月定例市議会に提案していますが、予算案が可決・成立しない場合は、本業務は執行しません。なお、それらの場合の応募者における損害については、岡山ビジットアソシエーションは一切負担しません。

【提出先・問い合わせ先】

岡山ビジットアソシエーション事務局
（岡山市プロモーション・MICE推進課内）
担当：檜原・池田・松浦
〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号
電話：(086)803-1333 FAX：(086)803-1871
電子メール：promotion@city.okayama.lg.jp